

静嘉堂文庫蔵片仮名古活字三卷本『宝物集』における本文の問題(一)

——十二門開示「道心」「三宝」「持戒」を中心に——

北林 茉莉代

はじめに

『宝物集』は、平康頼が著したとされる仏教説話集である。赦免によって鬼海が島から帰洛した男が、嵯峨清涼寺に詣で、僧の説法を聞くという内容である。僧と若い女性の間答形式で、例話や例証歌を多用しながら仏法を説く本作品は、仏教初学者、とくに女性に向けて説かれた作品であることを示唆している。また、『宝物集』は、同時代作品『平家物語』『方丈記』『発心集』への影響のほか、後世の説法資料として多用された。『宝物集』が初出と看做される言葉も多く、国語学的にも重要な資料である。

『宝物集』の諸本には、一巻本、二巻本、三巻本、六巻本、七巻本、九巻本と、多くの系統が存在する。^①小泉弘氏は、多数の伝本を精査され、七つの系統に分類された。すなわち、(一)一巻本系、(二)二巻本系、(三)平仮名古活字三巻本系、(四)平仮名製版三巻本系、(五)片仮名古活字三巻本系、(六)第一種七巻本、(七)第二種七巻本である。^②

諸本の影響関係については、七巻本から一巻本へ収斂されたという立場、一巻本から七巻本へ増補されたという立場の双方から、様々な論議が交わされた。そのなかで、山田昭全氏は、小泉氏の提唱した「七巻本は著者自身による増補本」という説を前提に、草稿本としての一巻本があり、つぎに第一次増訂本としての三巻本が、最後に第二次増訂版としての七巻本が完成したと主張した。^③

本稿では、山田氏の論に立脚しつつ、本文の問題について考えた。ここでは、片仮名古活字三巻本系に属する静嘉堂文庫蔵片仮名古活字三巻本『宝物集』(以下、静嘉堂文庫蔵本を「三巻本」と略す)の特徴を明らかにするため、五種の諸本を用いて本文比較を行った。なお、片仮名古活字三巻本系と同系統の身延山本『宝物集』も用いたが、零本であるため該当本文を有さない場合がある。

以下、底本として使用した諸本の系統を太字で示し、「(一)」内に諸本の通称を、ついで、書誌事項を記載した。なお、引用文はなるべく原文に即すよう努めたが、一部の異体字は通行字に改めた。

(一)一巻本系：(宮内庁書陵部本) 月本直子・月本雅幸編『宮内廳書陵部藏本 寶物集總索引』(古典籍索引叢書6、汲古書院、

平成五年十月)

(二)片仮名古活字三卷本系：〔静嘉堂文庫蔵本〕山田昭全・大場朗・森晴彦編『宝物集』(おうふう、平成七年四月)、黒田彰編著『身延文庫蔵宝物集中巻 付片仮名古活字三卷本』(和泉書院、昭和五十九年五月、影印複製)

(三)三卷本系：〔身延山本〕瓜生等勝『身延山本宝物集と研究』(未完国文資料第四期)、未完国文資料刊行会、昭和四十八年)、黒田彰編著『身延文庫蔵宝物集中巻 付片仮名古活字三卷本』(和泉書院、昭和五十九年五月、影印複製)

(四)第一種七卷本系：〔元禄六年刊本〕鈴木學術財団『大日本佛教全書 第九十一巻 芸文部四』、昭和四十七年十一月)

(五)第二種七卷本系：〔吉川泰雄博士所蔵本〕小泉弘・山田昭全・小島孝之・木下資一校注『宝物集 閑居友 比良山古人霊託』新日本古典文学大系40、岩波書店、平成五年十一月)

一、十二門開示第一「道心」

三卷本の本文に種々の問題があることは、先学が指摘される所とありである。それは、山田昭全氏が二十例を挙げて分類した、①字体が似ているために生じた誤字、②草体が類似するために生じた誤字、③意味を異にする別字だということをよく認識しないで用いた誤字の例からも顕著である。これを踏まえて、氏は「片仮名古活字三卷本は誤字が多く必ずしも良質の本文とは言えない」と結論づけている。⁽⁵⁾ 本論考では、氏の指摘していない誤植や誤読の例を挙げ、

その理由や背景について考察を加える。

三卷本における本文の異同には、「往生ノ業因」と「往生の因」、「一念ノ力」と「一念の道心」、「心作」と「心の所作」など単語の異同や、「沈マザルガ如シ」と「しずむ事なし」、「侍リ」と「侍るめる」、「奉リ」と「たてまつりたらん」など、言い回しの違いが見受けられるが、本文に大きな影響を与えないものも多い。

しかし、中には注目すべき箇所もある。十二門開示「道心」において特に重要な問題となるのは、「爰以、南都東大寺禅林寺永観律師ト云人」以下の文章であろう。同文を他の諸本で確認すると、以下のとおりになる。なお、傍線は私に付した。

一 卷 本…禪林寺之永観ハヒト木石ニアラスコノメハラノツカラ發心トソヲシヘテ侍メルコノムテモク
ヲコスヘキハ道心也

三 卷 本…爰以、南都東大寺禅林寺永観律師ト云人、「人非木石ニ、好バ自ラ發心ス」トゾ侍メル。早ク道心ヲ起テ、速ニ名利ヲ可離ナリ。

身延 山 本…爰以、南都ノ東大寺禅林ノ永観律師ハ。人木石ニ非ス。好メハ自ラ發心ス。トハ申タル也。早ク道心ヲ好テ。速ニ名利ヲ可離ニ也。

第一種七卷本…爰以テ南都東大寺禅林寺永観律師ノ云。人木石ニ非ス。好ハ自發心ストゾ侍ルメル。早ク道心ヲ發テ。速ニ名利ヲ離ベキ也。

第二種七卷本…こ、をもつて、南都東大寺禅林の永観律師は、

「人木石にあらず、このめばをのづから発心」と申したるなり。はやく道心をこのみて、すみやかに名利をはなるべきなり。

このように、一巻本では「禅林寺」、三巻本では「南都東大寺禅林寺」となっている。禅林寺とは、京都府左京区にある八五五年創建の通称「永観堂」のことであり、東大寺のなかの禅林寺というの
は明らかな誤りである。ところが、身延山本、第二種七巻本の段階では、一般名詞の「禅林」に直されている。

さらに、「自」の読みは、三巻本以外は「をのづから」、三巻本は「みずから」である。『日本国語大辞典』によれば、「おのづから」は「そのものの本質によって」、「みずから」は「そのもので直接」という意味があり、「おのづから」のほうが文意に沿っていることがわかる。

また、「道心」前後の文言として、一巻本は「コノムテモくノコスヘキハ道心也」とあり、繰り返し記号によって意味が通じにくい文章となっている。これが、三巻本では「早く道心ヲ起テ」、第一種七巻本では「早く道心ヲ發テ」、身延山本では「早く道心ヲ好テ」、第二種七巻本では「はやく道心をこのみて」とある。「起」「發」「好」の三文字の草体はまったく別の字形であることから、「ヲコス」を「起」「發」と当てた場合と、一巻本の「コノム」を重視して「好」とした諸本があることが推測可能である。

ほかに注目すべき文に、「一念ノ菩提心ヲ起ハ」以下の文がある。

一 巻 本…一念發起菩提心勝於造立百千塔ト申テ侍メレハ道心ヲオコシタラム功德ハカリナク侍ヘシ

三 巻 本…一念ノ菩提心ヲ起ハ、百千ノ塔ヲ造ニモ勝タリ。況ヤ、永ク道心起シテ、仏道ヲ求人ヲヤ。

身延山本…一念菩提心ヲ發ス功德。百千ノ塔ヲ造ルニ勝レタリ。矧ヤ。永ク道心ヲ發テ。仏道ヲ求人ヲヤ。

第一種七巻本…一念ノ菩提心ヲ發バ。百千ノ塔ヲ造ニモ勝タリ。況ヤ永ク道心發シテ。偏ニ佛道ヲ求人ヲヤ。

第二種七巻本…一念菩提心をおこす功德、百千ノ堂をつくるにすぐれたり。いはんや、ながく道心をおこして、仏道を求めん人をや。

「起」と「發」は、ここでも同じ字が当てられており、諸本の性格や、類出する文字を考えるうえで留意すべき点である。さらに、第二種七巻本以外の「塔」と、第二種七巻本の「堂」では表記が異なる。これは、「塔」を意味する「タフ」を読み違えて「堂」という漢字を当てたか、あるいは「塔」を「堂」と聞き違えて当てた可能性が指摘できる。

さらに、「サレバ、文選ト云文ニハ」以下の引用文が、興味深い異同を示している。

一 巻 本…該当本文なし

三 巻 本…サレバ、文選ト云文ニハ、「何ゾ互ニホコリテ、

速ナル事ヲ恨ムル」トハ申タルゾカシ。有心人、ヲクレ先立世ノ中ヲヨソニ思ヘル事ハナキ物ヲ。

身延 山本…去ハ。文選ト申文ニハ。何ソ遅ニホコリテ速ナルヲウラムル。トハ申タルソカシ。去ハ。心有ル人、後レ前立ツ世中ヲ。余所ニ思ヘルハ侍又者ヲ。

第一種七卷本…サレバ文選ト云文ニハ。何互ニホコリテ。速ナル事ヲ恨ムルトハ申シタルゾカシ。心アル人後レ先立世間ヲ。餘所ニ思ヘル事ハ無モノヲ。

第二種七卷本…文選と申文には、「なんぞおそきにはほこりて、はやくなるをうらむる」とは申たるぞかし。されば、心ある人、をくれさきだつ世の中よそにおもへるは侍らぬものを。

「何ソ互ニホコリテ」とするのが三卷本、第一種七卷本、「何ソ遅ニホコリテ」とするのが、身延山本、第二種七卷本である。典拠の『文選』では、「何矜^な晩^{おそ}以^も怨^{うら}レ早^{はや}（何ぞ^{なん}晩^{おそ}きを^ほ矜^りて^も以^もて^も早^{はや}きを^{うら}怨^うまんや）」であり、「遅」が適当である。では、なぜ「互」とする諸本があるのか。

上の画像は、上段が「互」で、下段が「遅」である。このように、二つの草体は運筆も字形も酷似している。よって、「互」と「遅」の異同は、草体誤写によって生じた可能性が高い。

二、十二門開示第二「三宝」

十二門開示「三宝」においても、興味深い異同が散見される。以下の傍線部は、三卷本では意味不通の文章となっている。

一 卷 本…該当本文なし

三 卷 本…九条右大臣師輔、ハアホノツニシテ百鬼夜行ニ相給テ、尊勝陀羅尼ヲミテ、鬼難ヲ免給。

身延 山本…該当本文なし

第一種七卷本…九条右大臣師輔公。ハアノ、阡ニシテ。百鬼夜行ニ値給フテ。尊勝陀羅尼ヲ満テ。鬼難ヲ免レ給フ。

第二種七卷本…九条右大臣師輔、二条大宮あはらの辻にて百鬼夜行にあひて、尊勝陀羅尼みてて、鬼難をまぬかれたまへり。

「ハアホノツニシテ」「ハアノ、阡」「あはらの辻」は、同じ辻を指しているのか、そうであるならば、この異同はどのように生じたのか。第二種七卷本の「あはらの辻」とは、『大鏡』に登場する「あは、の辻」の踊り字が、「ら」に読み違えられたものではない

か。三巻本と第一種七巻本の一文字目の「ハ」は、助詞の「ハ」であり、二文字目の「ア」は原態どおり読み取れたものと推測される。三文字目の「ホ」と「ノ」と第二種七巻本の「は」はどのような混同されたものか不明であるが、四文字目の「ノ」「ゝ」は、「ノ」あるいは一字の踊り字として受け取られた可能性が高い。残る「ツニシテ」「阡ニシテ」は、三巻本の前段階では「ツシニテ」であったものが、「シ」の「ゝ」が「ニ」へ、残りの「麴」と「ニ」が「シ」へ、横棒の混同によつて読み違えられた可能性がある。あるいは単純に「シニ」が「ニシ」と前後の文字が入れ替わったことも考えられる。その文を意味が通るよう修正した七巻本の結果が、「阡ニシテ」であり「辻にて」であつたのではないだろうか。

三、十二門開示第三「持戒」

十二門開示「持戒」では、さらに大きな問題がある。それは、〈鹿野苑〉の例話における異同である。以下、該当箇所を引用した。また、三巻本で「鹿」とすべきところ「師子」となっている箇所に傍線を付した。さらに、第一種七巻本の特徴的文言に波線を、第二種七巻本の特徴に点線を付してある。

一 巻 本：昔國王鹿野苑ニ出テ狩ヲシタマウニカルタヒニ

多之鹿死失ケレハニ之鹿王アリ各五百眷属之鹿
アリケリ鹿王イヒアワセテヲホヤケニ申ヤウカ
リノタヒニ多之鹿ウセ侍リネカワクハコノカリ

三 卷

本：昔、國王、鹿野苑ニシテ狩ヲシ給ヒケレバ、多

ノ鹿ウセニケリ。二ツ鹿ノ王アリ。各五百ノ眷
属ノ鹿アリ。鹿ノ王、公ニ申テ云ク、「御狩ノ
タメニ多ノ鹿失セヌ。願ハ御狩ヲ止メ給ヘ。日
次ノ鹿ヲ進ゼン」ト申ケレバ、是ガ申ニ任テ、
御狩ヲ止メ給ケレバ、日次ノ鹿ヲ奉ル。去程
ニ、一ノ孕ル鹿アリケル。鹿王ニ憂テ曰、「我、
今日ノ番ニ相当レリ。而バ孕ル子ヲウミタラ
バ、今一日ノ日次ノ師子ハ出来リナズ。今日
ノ番ヲ他ノ師子ニ指カヘ給ヘ」ト云ヘバ、他ノ
師子ヲ指替ルニ、「誰モ命ノ恪キ事ハ同事也」
ト云テ悲ミケレバ、孕ル師子ニ子ヲ生センガタ

メニ、鹿ノ王、自ラ日次ニ替リ出ニケリ。カ、ル畜生スラ、物ノ命、死ヌルヲバ哀ミケルニコソ侍ル。マシテ況ヤ、心有ン人、物ノ命ヲ不可殺ス。

身延山本…鹿王ノ日次キノ鹿ニ參ル因縁アル。余所ニ有之故略之也。

第一種七卷本…昔國王鹿野苑ニシテ狩ヲシ給ヒケルニ。多ノ鹿ウセニケリ。二ツノ鹿ノ王アリ。各五百ノ眷屬ノ鹿アリ。鹿ノ王公ニ申テ云ク。御狩ノタヒニ多ノ鹿失ヌ。願ハ御狩ヲ止メ給ヘ。日次ノ鹿ヲ進ント申ケレバ。鹿王ノ申ス旨ニ任テ日次ノ鹿ヲ奉ルベシトテ。狩ヲ止メラレヌ。去程ニ、一ノ孕メル鹿アリケル。鹿王ニ憂テ曰。我今日ノ番ニ相當レリ。然リト云共。此孕ケル子ヲウミタラバ。今一日ノ日次ノ鹿モ出來リナンス。今日ノ番ヲ他ノ鹿ニ指カヘテヨト云ニケレバ。誠ニ左モアル事ナラバ。他ノ鹿ヲ指カヘルニ。誰モ命ノ惜キ事ハカハルベカラズト云テ。悲ミケレバ。孕メル鹿ニ子ヲ生センガ爲ニ。鹿ノ王自ラ日次ニ替リ出ニケリ。カ、ル畜生スラ。物ノ命ノ死スルヲバ哀ム事ニテソ侍ル。マシテ況ヤ心有ン人。物ノ命ヲ殺ス事ナカレ。

第二種七卷本…昔、國王、鹿野苑にして狩をしたまひけるに、おほくの鹿うせにけり。二の鹿王あり。をの

く五百の眷屬の鹿あり。おほやけに申て云く、「狩の度におほくの鹿うせぬ。ねがはくは御狩をとめられて、日次の鹿をたてまつらん」と申ければ、鹿王の申むねにまかせて、「日なみの鹿を奉るべし」とて、狩をとめられぬ。鹿王等よろこび、日次の鹿を奉るほどに、一のはらめる鹿あり。鹿王にうつたへて云く、「我けふの番にあたれり。しかりといへども、此はらめる子をうみては、今一日の鹿（原本はひらがなで「しか」）もいづくべし。今日の番に、他の鹿をさしかへてよ」といひければ、まことにさもある事ならば、他の鹿をさしかへるに、誰も命はおしき事なれば、「かはるべからず」といひければ、はらめる鹿をうませんがために、鹿王みづから日次にたつ。畜生そら、物の命の死するをばあはれむことにてぞ侍るめれ。いはんや、心あらん人、物の命をころす事なかれ。こまかには六度集經にいへり。

右に示したように、三卷本の特徴は「鹿」と「師子」の表記揺れである。この異同には、三つの仮説が立てられる。

第一に、〈鹿野苑〉の直前が〈堅誓師子〉のエピソードであることから、書写者が混乱したという可能性である。〈堅誓師子〉は、「師子…ト云テ死ニケル」で結ばれているが、その後の評語や訓話

がないため、〈鹿野苑〉と混同した場合も想定可能である。しかし、書き出しを見ると、〈堅誓師子〉は「昔、五百ノ縁覚ノ」、〈鹿野苑〉は「昔、国王、鹿野苑ニシテ」とある。書写者が「昔」から始まる例話の書き出しを意識しない筈がないため、この仮説の蓋然性は低い。

第二に、「鹿」を「しし」と読んでいた場合に、音通による誤写が生じた可能性がある。鹿の読み方には、「か」「かしし」「かせぎ」「かのしし」「しか」「しし」「ろく」が挙げられる。『古事類苑』『塵袋』の項には、「シ、ヲ鹿ト云歟」とあり、「常ニハカノシ、ニ限りテシ、ト計云歟」とある。そのため、書写過程において「鹿」を「しし」とする読み上げがあり、その音通によって「師子」と書いた可能性もある。しかし、「鹿野苑」や「鹿王」という文脈で「日次ノ師子」という発想が働くかは甚だ疑問である。

第三に、変体仮名の誤読による書き起こしが行われた可能性がある。たとえば、これは「師可」で「しか」と読ませていた場合が想定される。「可」と「子」の草体は酷似しているため、三巻本作者は「しか」と書いていたつもりが、書写者が「しし」と取り違えたのではないか。あるいは、別の変体仮名で「しし」としていた文脈で「師子」の字に当てられた可能性もある。しかし、七巻本原本では「鹿」は平仮名表記であるり、読みは「しか」であった可能性が高い。いずれにせよ、有名な〈鹿野苑〉の文脈で「師子」の文字が当てられたことは、三巻本作者にその知識がなかったこと、三巻本の本文が不完全であることの証左たりうるだろう。

【子】
あ

身延山本でこの挿話を省略している点は、本の特色や編集方針、享受者層を考えるうえで重要である。また、第一種七巻本の波線部は、一巻本や三巻本では見られなかった箇所と、順序が入れ替わっている箇所である。さらに、第二種七巻本の該当箇所を参照すると、第一種七巻本の文言をそのまま踏襲していることが確認できる。そのうえ、「鹿王等よるこび」という動物の心情描写や、「こまかには六度集経にいへり」という出典への興味なども第二種七巻本の特徴であり、独自文である。本論は、三巻本を主題としているため紹介にとどめるが、これらも各諸本の特徴を考えるうえで看過できないものである。

さらに、「吞ミ」と「浴スル」「浴」という表記揺れについて考えていきたい。三巻本では、大項目として主題を設定したうえで、小項目としてその後語る内容を数行で予告し、その後、具体的な例話を引く傾向にある。この小項目に当たる数行は、小見出しとして機能している。ここで見る例は、小見出しにおいては「恒伽河ノ水ヲ吞ミ」とあり、例話本文では「恒伽河ノ水ヲ浴スルト云ハ」「恒河ニシテ水ヲ浴」というものである。いずれも同内容を示しているが、三箇所とも異なる表記で示されている。

一 巻 本…該当本文なし

三 卷 本…恒伽河ノ水ヲ吞_ミ…恒伽河ノ水ヲ浴_{スル}ト云

ハ、天竺の後キ竊_ニ臣下ニ値テ、ヲホヤケニウ
トマレ奉テ、恒河ニシテ水ヲ浴_ス、サンゲスル也

身延 山 本…或ハ恒河カハノ水ヲアミ…恒河カハノ水ヲア
ムト云ハ。天竺ノ后。ヒソカニ臣家ニアヒテ。
公ケニウトマレ奉テ。恒河カハニシテ水アミ
テ。懺悔スル事ナリ。

第一種七卷本…或ハ恒河ノ水ヲ吞_テ懺悔シ…恒河ニテ水ヲ浴
テ懺悔スルト申ハ。天竺ノ后ヒソカニ臣下ニ値
テ。公ニウトマレ奉テ。恒河ニメ水ヲ浴_テ身ヲ
キヨメテ懺悔スル。

第二種七卷本…あるは恒河川にて水をあみて懺悔し…恒河川
にて水をあみて懺悔すと申は、天竺の後、ひそ
かに臣下にあひて、公にきかれ奉りて、恒河川
にして水をあみて、身をきよめて懺悔する事な
り。

身延山本、第二種七卷本では、三箇所とも「あみ」で統一されて
いる。しかし、三卷本、第一種七卷本では、送り仮名こそ異なるが
「吞」「浴」「浴」という漢字が使用されている。それでは、一文字
目の「吞」はどこからきたのか。二つの可能性が想定できる。

第一に、片仮名の草体誤写の可能性である。これは、原態では
「アミ」であったものが、「ノミ」と取られ、その後漢字を振られた
場合を指す。しかし、「ノミ」と誤読した場合に、振る漢字として

「吞」以外の文字も想定され、一概に断定することはできない。

第二に、漢字の草体誤写の可能性である。すなわち、原態では
「浴」であったのが、「吞」と理解された場合がこれである。また、
略字が誤読された可能性もある。それは、さんずいの省略によつ
て、「谷」と「吞」のように字形が酷似してしまったために、取り
違えられたケースが想定される。

四、三卷本特有の誤り

ここまでの事例では、異同内容から〈三卷本と第一種七卷本〉、
〈身延山本と第二種七卷本〉という系統に分けることができた。こ
うした組み合わせが多いことは確かであるが、なかには別の事例も
ある。それは、三卷本系独自の誤りである。以下に、「不邪淫」か
ら二例を紹介する。

一 卷 本…該当本文なし

三 卷 本…則天皇ノ后ハ、玄宗ノ后也。

身延 山 本…則天皇后ハ玄宗ノ后ナリ。

第一種七卷本…又則天皇后ト申ハ。高宗ノ后也。

第二種七卷本…則天皇后ト申は、高宗ノ后なり。

言うまでもなく、則天武后は高宗の後であるが、三卷本系の誤り
は、左に示したとおり、「玄」「高」の草体酷似による誤謬であろう。
しかし、三卷本の場合には、「則天皇后」を「則／天皇／后」と切り、

意味不明な文章と化している点に注意したい。



また、顕著であるのが、以下の「書」と「絹」である。

一 卷 本…該当本文なし

三 卷 本…イヌ、顕信ガ妻ノエビストネタル所ヲ書付テ、

絹ヲクヒテ引出シテ

身延 山 本…犬。顕信カメノエヒストネタリケル所ヲカキツ

ケテ。キヌヲヒキ出シテ。

第一種七卷本…犬顯信ガ妻ノ夷ト寝タル所ヲカキ付テ。衣ヲク

ヒテ引出メ。

第二種七卷本…犬妻の衣をくひて、ひきいだしたりければ

このように、三巻本のみ、「嗅ぎつけて」とすべき箇所を「書」の字を当てている。また、素直に読めば「衣」を当てるべき箇所にも、「絹」を当てていることもわかる。このことから、「カキ」や「キヌ」は、三巻本以前は平仮名もしくは片仮名に開かれていたであろうことが推測される。そして、三巻本の特徴として、それらの文字に漢字を振ろうとする意識が働いていることが看取される。さらには、その三巻本を参看したであろう他の諸本では、この当て字を誤りと認識したうえで、再び片仮名に直したことが読み取れる。

おわりに

本論考では、静嘉堂文庫蔵本『宝物集』の本文の性質に迫るため、十二門開示「道心」「三宝」「持戒」の段から、特徴的な本文を紹介した。また、簡略ではあるが、それぞれの異同が発生した理由についても、考察を加えた。

その結果、三巻本と第一種七巻本が酷似した本文を有していることと、身延山本と第二種七巻本が同様の本文を有しているということが確認できた。これは、図らずも山田氏の論を補強し、証明する形ともなった。

また、三巻本の本文は、他の諸本では修正されたと思われる誤謬も多く有している。それが、「不殺生」の項の〈鹿野苑〉の挿話における「師子」であり、「不邪淫」の項における「則天皇ノ后ハ、玄宗ノ后」である。これらは、おそらく、草体誤写によって生じた誤りであり、三巻本作者もしくは書写者はそれを意識していなかっただろう。さらに、意味とは異なる漢字を当てた例が散見されることから、この前段階では、平仮名もしくは片仮名が多い伝本が存在していたことがわかる。三巻本作者あるいは書写者は、読みやすさの便宜を図るために当て字を多用していたのではないだろうか。その試みが成功しているか否かは別として、それが三巻本の一性質を形作っていることは確かである。

諸本の異同は、音通によって生じたであろう当て字や、酷似した草体による誤写、あるいは誤字や誤謬を訂正しようとする意識など

が働いた結果、複雑な様相を呈している。三巻本の誤りを第一種七巻本および第二種七巻本は有していないことを考えあわせれば、七巻本の増訂本的性質や、編纂過程で誤りを正そうとする姿勢を持っていることも了解できよう。

このように三巻本の本文は良質とはいいがたく、理想的な本文ではない。また、三巻本には平仮名か片仮名であった単語に漢字を振った形跡があり、まったくの草稿本とは言えない。ただし、多くの間違いを有していることから、発展途上にある本文であろうと推定される。それと七巻本を比較すれば、正しい七巻本から誤った三巻本に収斂されたとは到底考えられない。一巻本から何らかの諸本を経て三巻本へ、三巻本から七巻本へという諸本の流れが予想されるのである。

今回は、紙幅の都合上、十二門開示の「道心」「三宝」「持戒」のみを取り上げた。今後は、残る「行業」「発願」「懺悔」「布施」「観念」「善知識」「臨終正念」「法華経」「称念弥陀」の本文を精査し、三巻本の性質について明らかにしていきたい。

【注】

- (1) 『宝物集』の諸本については、小泉弘『古鈔本寶物集 研究篇』（角川書店、昭和四十八年三月）九～四十五頁に詳しい。
- (2) 注(1)の分類による。
- (3) 山田昭全『山田昭全著作集 第2巻 宝物集研究』（おうふう、平成二十七年一月）三十八頁。
- (4) 注(3)書。四十二～四十四頁。

(5) 注(4)に同じ。

(6) 『日本国語大辞典 第二版』第二卷（小学館、昭和四十七年十月初版、平成十三年二月第二版）および、『日本国語大辞典 第二版』第十二卷（小学館、昭和四十七年十月初版、平成十三年十二月第二版）参照。

(7) 『文選』哀傷「歎逝賦」。引用ならびに書き下し文は、『文選（賦篇）』下巻（新釈漢文大系81、明治書院、平成十三年七月）に拠る。

(8) 【互】：『くずし字用例辞典 普及版』（東京堂出版、昭和五十六年十月初版、平成五年三月新装初版）。二十四頁より転載。
【遅】：『くずし字用例辞典 普及版』（東京堂出版、昭和五十六年十月初版、平成五年三月新装初版）。一〇九〇頁より転載。

(9) 小泉弘・山田昭全・小島孝之・木下資一校注『宝物集 閑居友比良山古人霊託』（新日本古典文学大系40、岩波書店、平成五年十一月）一八五頁脚注の指摘により、橘健二・加藤静子『大鏡』（新編日本古典文学全集34、平成九年六月）を参照した。

(10) 『古事類苑 動物部 洋卷 第1巻』（神宮司廳、明治四十三年九月）、三二一頁。

(11) 【子】：『伊達政宗書状』（天正十六年二月十日）

東京大学史料編纂所蔵（電子くずし字データベースより）
【可】：『艸書大辞典』（草露貫珠）

東京大学史料編纂所蔵（電子くずし字データベースより）
【亥】：『上井覚兼日記…伊勢守心得書』（天正九年十月二十九

日)

東京大学史料編纂所蔵（電子くずし字データベースより）

【高】：「佐藤文書・毛利元就感状」（天正九年九月十三日）

東京大学史料編纂所蔵（電子くずし字データベースより）

(13)注(3)書、一五八頁に「元禄本に取り込まれている片活本の本文は、全体的には現行三卷本とほとんど変わらない形で坦々と引かれている」との指摘がある。

【付記】

なお、本稿執筆にあたって、本学教授・大場朗先生より多くのご示唆を賜った。ここに記して感謝申し上げます。